

関市公平委員会会議録

◆日 時 令和元年8月5日（月）午前10時30分～11時30分
◆場 所 関市役所5階 5－1会議室
◆出席委員 委員長 田 中 健 児
委 員 掛 布 真 代
委 員 中 村 邦 章

◆事 務 局 市長公室長 井 上 敬 一
行政情報課長 安 田 肇
行政情報課係長 三 輪 有 紀
行政情報課書記 須 田 崇 之

◆会議録

事務局 定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回公平委員会を始めさせていただきます。
はじめに市長公室長からご挨拶を申し上げます。

市長公室長 （市長公室長挨拶）

事務局 それでは、田中委員長さんにこの後の進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長 ご指名をいただきましたので、本日の会議の進行を務めさせていただきます。それでは、次第に従いまして、議案第1号「関市職員労働組合の職員団体登録事項の変更」につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局 令和元年8月1日付で関市職員労働組合から職員団体登録事項変更届が提出され、同日受理をいたしました。資料は1ページから7ページをご覧ください。
これは、関市職員団体の登録に関する条例第4条第1項から第3項までの規定により、登録事項変更届が提出されたことによるものです。
公平委員会は、この変更届を受理してから30日以内に登録した旨又は登録しない旨を職員団体に通知することになっています。
今回の登録事項の変更につきましては、本年6月6日及び7日に関市職員労働組合事務所において、役員改選の選挙が執行され、別紙の変更届のとおり結果となり、当職員労働組合員の信任を得たものであります。
また、本年7月24日に開催された当労働組合の定期大会において、組合費を引き上げる内容の規約改正が提案され、組合員の承認を得たものであります。
なお、役員改選選挙は、資料の3ページ及び4ページのとおり適正に行われ

ております。以上、ご報告させていただきます。

委員長 ありがとうございます。ただいま「関市職員労働組合の職員団体の登録事項の変更」について説明がありました。質問等ございますか。

委員 先ほど中濃広域の公平委員会では規約の変更として出ておりました。こちらは規約の変更としては出ておりませんがどうなっていますか。

委員長 事務局どうですか。

事務局 2 ページに規約の改正ということで、書類的には一括で提出させていただいています。

委員 役員のほうは証明書があるので、投票をやられてというのがわかりますが、会費の引き上げのほうは、事務局から口頭では説明がありましたが、いつ、どういう形でやって、職員団体の規約の何条に則ってこういう結果で承認を得られました、というような証明書があると判断がしやすいと思います。

事務局 役員改正は毎年あるので証明書も忘れずにつけておりますが、今回、組合費を引き上げるという規約改正に伴う証明書については、事務局のほうも組合から受け取ることを失念しておりまして、本日の資料にはついておりません。大変申し訳ありません。今後このようなことがないよう気をつけますし、新たに必要だということであれば、再度組合のほうに要求したいと思います。

委員 配っていただいている資料 5 ページ、関市職員団体の登録に関する条例の 4 条が規約の変更の届出で、その 3 項に、「第 1 項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これに準ずる重要な行為にかかるときは、それらの行為が法第 53 条第 3 項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類を添付しなければならない」と書いてあるので、改定のほうも証明書をつけていただきたいと思います。

委員長 それでは、証明書を後日提出してください。メール添付で結構です。

事務局 はい。メールで提出させていただきます。

委員長 その他、何かありませんか。

委員 差し支えなければ、この組合費を上げるという改正がどういう理由であげられたのか教えてください。

委員長 どうですか。

事務局 組合のほうもできるだけ組合費は下げたいという思いはありまして、何年か前には下げております。それが、組合員数が減少してきて今後の運用に不安が生じたので、今回組合費を上げたいということです。

委員長 ありがとうございました。よろしかったでしょうか。

委員 はい。結構です。

委員長 他にご意見ございませんか。それでは、証明書は後日、皆さんにメールで添付していただくということで、それ以外のことではご承認いただくということでよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 はい。

委員長 それでは、「関市職員労働組合の職員団体の登録の変更」については登録することに決定いたします。

続きまして第２号議案、「関市公平委員会公開口頭審理等の傍聴に関する規則の一部改正」につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局 資料８ページから１２ページをご覧ください。この「関市公平委員会公開口頭審理等の傍聴に関する規則の一部改正」につきましては、平成２８年８月１０日に宣言された、ＬＧＢＴフレンドリー宣言に基づき、性的少数者への配慮に向けた取組の一環として、市が取り扱う申請書等の書類から、性別欄を削除しているものを、「公平委員会公開口頭審理等の傍聴に関する規則」の中に定められている様式も、同様に性別欄を削除するというものでございます。また、時代の流れにあわせて、職業欄、年齢欄も削除したいと思いますがいかがでしょうか。ご審議のほどよろしくお願いします。

委員長 はい、この８ページの具体的にどこの部分でしょうか。

事務局 １２ページに改正前と改正後の比較がありますのでご覧ください。改正前、受付簿の中に、氏名、住所、職業、性別、年齢の欄があります。先ほどの説明のとおり、性別欄はＬＧＢＴの関係、また時代の流れもありますので、職業や年齢も聞く必要はないのではないかということで、氏名、住所欄の次は備考欄というふうに変更させていただけないかということです。

委員長 わかりました。ただいま事務局からご説明がありました、「関市公平委員会公開口頭審理等の傍聴に関する規則の一部改正」につきまして、ご質問等お受けします。

委員 口頭審理自体が開かれたことがないので…。これは個人情報に当たると思うのですが、傍聴人が来て書き込んだ場合は、管理等どうされますか。

事務局 公平委員会は市と同様、個人情報の保護に準じた形で管理いたします。もし、公開請求が来ましても、個人情報については公開しませんし、管理もそれに基づいてしっかりやっていきたいと思います。

委員 そうですね。個人情報保護法でいろいろ管理しなさい、管理規約を決めなさい等いろいろあると思うので、やったことがないからと言って疎かにせず、管理の方法はきちんとしていただきたいと思います。

事務局 はい。わかりました。

委員 傍聴人の確認をするのに、事務局としては住所、名前があれば足りるということですか。

事務局 そうですね、はい。

委員 この地方公務員法の第50条第1項の規定による…というこれ、一般のかたでも傍聴できますか。

事務局 地方公務員法にはとくに書いてないですね。

委員 公開にするのであれば、名前を書かせること自体が必要なのかという話ですよ。

事務局 議会の傍聴でも住所、名前は書いています。教育委員会も傍聴に1人、2人みえる時がありますが、書いていただいています。

事務局 今回、この議案をあげるにあたり、県内の市町村の確認できるところをみますと、受付簿を作っているところは下呂市さんと関市と、もう1市あったかどうかでした。あとは傍聴券をその場で発行するという形で、それには住所、氏名だけということでした。また、下呂市さんの受付簿には、職業、性別、年齢欄はありませんでした。

 先ほどの50条の件は、「申し立て等受理したときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員の請求があったときは公開して行わなければならない」というのが50条の第1項で、傍聴人の云々というのは書いてありませんね。

委員長 今回の話は、「関市公平委員会公開口頭審理等の傍聴に関する規則」の別記様式の様式を変更するということですよね。条文を変える云々は、また先の話ということで、本日の議題からいくと、職業、性別、年齢を外していいかの決をとらせていただいて、もうひとつその先をいくのであれば、また次回、議題にあげていただく

ということにしたいと思います。

それでは、別記様式から職業、性別、年齢の欄を外していいかということで、反対がございましたらお願いします。

委員 結構です。

委員 結構です。

委員長 では、3項目を外していただくということで可決をしましたが、そもそも受付簿があるのかということについてはどういたしましょうか。

委員 意見として出たというレベルで結構です。

事務局 事務局のほうでは、次回変えるという判断をすれば提案させていただきます。

委員長 はい、それでは「関市公平委員会公開口頭審理等の傍聴に関する規則」の一部を改正することについては、改正することで決定をさせていただきます。

続きまして第3号議案「令和2年度関市公平委員会委員長の選任」につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局 説明させていただきます。委員長の選任につきましては、地方公務員法第10条第1項の規定により選挙を行うことになっておりますが、平成26年度の第1回公平委員会において、委員長を4月から3月までの1年交替とすることが決定しております。今年は田中委員さん、去年は掛布委員さんでしたので、順番でいきますと、来年の4月からは中村委員さんをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員長 これは恒例になっているそうでございますけれども、掛布委員さんご意見ないでしょうか。

委員 とくにありません。

委員長 私もまったくご異議ございません。ご本人が受けていただけるのであれば。中村委員さんいかがですか。

委員 はい。わかりました。

委員長 では来年の関市公平委員会委員長の選任につきましては中村さんをお願いすることといたします。来年また県の大会がございます。ぜひよろしく願いいたします。続きまして…

事務局 事務局のほうからですが、来年度の委員長は、中村さんよろしく願いいたします。その上で、資料13ページ、14ページをご覧ください。実は大変恥ずかしい

話ですが、地方公務員法第10条3項に「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは委員長の指定する委員がその職務を代理する」というものがございます。本来であれば、委員長が決まった段階ですぐに委員長代理を指名しなければならなかったのですが、去年まで代理を決めておりませんでした。14ページの解釈に書いてありますように、「新たな委員長が選挙されたときは直ちに行うことが適当である」ということも書かれておりまして、来年度の委員長が決定したタイミングで、来年の委員長代理を指名していただければと思いますし、現時点で代理が欠けている状況でございますので、あわせて今年度の委員長代理も指名していただければと思います。

委員長 わかりました。それでは今現在、空席となっております今年度、私の代理委員を指名させていただきます。前年度委員長の掛布さん、お願いできないでしょうか。

委員 はい。わかりました。

委員長 お願いします。続きまして、次年度もご指名をということですので、来年度委員長の中村さんどうですか。

委員 順番でいくと田中さん、お願いします。

委員長 私ですね、わかりました。その旨決定いたしましたのでお願いします。
それでは、以上をもちまして本日の議事につきましては3案とも原案どおり可決いたしましたので終了させていただきます。お疲れさまでした。

上記の会議録は、事実と相違ないことを証する。

令和元年8月5日

会議録署名者 委員長 田中 健児

委 員 掛布 真代

委 員 中村 邦章